

改訂後	改訂前
<p>1～8 変更なし</p> <p>9. 解約等</p> <p>(1) 申込人による解約</p> <p>申込人による解約の場合は、「申込書」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の手続きをとるものとし、解約の届出は当行の解約処理終了と同時に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 通知を要しない解約</p> <p>申込人に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は、何らの通知を行うことなく、本サービスのお客様への提供を停止または本契約を解約することができます。</p> <p>① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用あるいは倒産手続開始の申立があった時、または申立を受けた時。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けた時。</p> <p>③ 住所変更の届出を怠るなど申込人の責に帰すべき事由によって、当行において申込人の所在が不明となった時。</p> <p>④ 当行に支払うべき手数料を3ヶ月支払わなかった時。</p> <p>⑤ 一年以上にわたって本サービスの利用がない時。</p> <p>⑥ 相続の開始があった時</p> <p>⑦ 申込人がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>⑧ 申込人が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>⑨ 申込人が、次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>A. 暴力団</p>	<p>1～8 変更なし</p> <p>9. 解約等</p> <p>(1) 解約</p> <p>本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。</p> <p>(2) (1) 申込人による解約</p> <p>申込人による解約の場合は、「申込書」に必要事項を記載して提出する方法によって解約の手続きをとるものとし、解約の届出は当行の解約処理終了と同時に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) (2) 当行からの解約</p> <p>申込人に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は何らの催告なくして本契約を解約することができます。この場合、当行が申込人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始もしくは民事再生手続開始その他適用あるいは倒産手続開始の申立があった時、または申立を受けた時。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けた時。</p> <p>③ 住所変更の届出を怠るなど申込人の責に帰すべき事由によって、当行において申込人の所在が不明となった時。</p> <p>④ 当行に支払うべき手数料を3ヶ月支払わなかった時。</p> <p>⑤ 一年以上にわたって本サービスの利用がない時。</p> <p>⑥ 相続の開始があった時</p> <p>⑦ 申込人がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>(4) 第1項の他、各号の一にでも該当し、申込人との取引を継続することが不適切である場合には、本サービスを停止し、または申込人に通知</p>

- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者（以下A～Gに該当する者これらを「暴力団員」という。）
- H. または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑩ 申込人が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ⑪ 本サービスの利用に必要な通信手段が提供されなくなった場合

~~することにより本サービス利用契約を解約することができるものとし
ます。~~

- ①⑧ 申込人が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②⑨ 申込人が、次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者（以下A～Gに該当する者これらを「暴力団員」という。）
 - H. または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③⑩ 申込人が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 本契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

10～14 変更なし

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

⑪ 追加

~~(5)~~ (3) 本契約が解約により終了した場合には、その解約時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

10～14 変更なし